

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 11 回定例総会議事録

令和 6 年 5 月 2 7 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 11 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 6 年 5 月 2 7 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 2 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)

合計3件 (内訳: 4条関係2件、5条関係1件)

- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)

合計1件

- (3) 東京都市計画生産緑地地区の変更について (資料4)

3 その他

- (1) 茶摘み体験学習事業の実施結果について (資料5)

- (2) さつきフェスティバルの実施結果について (資料6)

4 次回日程

日 時 令和6年6月26日(水) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	安井 一郎	委員
	大野 治彦	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	柴 圭太	書記

事 務 局 長	只今より、第２５期第１１回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、安井一郎委員、大野治彦委員を指名させていただきます。 それでは、協議事項（１）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行についてです。本件は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、該当する委員はご自身が関係する議事に参与することができません。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、資料１をご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、３年に一度、税務署に提出する相続税の納税猶予の継続届出書に添付する書類となっております。今回は１件でございます。 番号１、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は９９、土地の所在は、徳丸八丁目２１番１９の１筆で、地目は畑、面積は９５８平方メートルです。概ねの位置ですが、１ページ下の生産緑地番号９９の案内図で矢印が指しているところで、ドラッグストアのクリエイトエス・ディーの北側です。５月１０日に、安井一郎委員に現地を確認していただいております。問題がなければ、２ページの証明書を発行いたします。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	番号１、生産緑地番号９９です。手前からエダマメ、トマト、ネギ、スナップエンドウ、ナス等が植えられておりました。どれもきれいに管理されており、適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	期間が過去になっておりますが、この証明書は、これまで農業を行っていたという証明なのか、それとも、証明書の名称が、引き続き農業経営を行っている旨の証明書となっておりますので、今後も農業を続けていくという証明なのか、どちらでしょうか。

事 務 局 長	これまで農業を行っていたという証明になります。
会 長	現地確認をされた委員として、現況はどうでしたか。
委 員	とても綺麗に耕作されていまして、全く問題はありませんでした。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、証明書の発行をお願いいたします。続きまして、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	それでは、資料２をご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出で、令和６年４月１１日から令和６年５月１０日までに届出があったもの、２件でございます。 専決番号１、土地の所在が蓮沼町１４番２で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は、１１５平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号１の案内図で矢印が指しているところ、志村第三小学校の北東側、北区との区界です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は不耕作地となっており、工事用のフェンス等で囲われておりました。隣地は既に個人住宅が建っておりますが、隣地と共に使用して、令和６年５月着工、令和７年３月完了予定、鉄筋コンクリート造５階建て１棟が建築予定となっております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続いて、専決番号２、土地の所在が高島平八丁目２３番２３で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は２５５平方メートル、転用の目的は個人住宅・駐車場です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、４ページ、専決番号２の案内図で矢印が指しているところ、徳丸が原公園の東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は個人住宅及び駐車場となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
会 長	４条関係２件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 特にないようですので、続いて５条関係をお願いいたします。

事 務 局 長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和6年4月11日から令和6年5月10日までに届出があったもの、1件でございます。 専決番号1、土地の所在が赤塚八丁目4番26、27の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計153平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号1の案内図で矢印が指しているところ、松月院幼稚園の北側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は手前部分が駐車場となっており、奥が不耕作地となっております。令和6年9月着工、令和7年3月完了予定、木造3階建て2棟の分譲住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
会 長	5条関係1件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、資料3をご覧ください。令和6年4月11日から令和6年5月10日までに東京法務局板橋出張所から照会のあったものが1件でございます。 番号1、土地の所在が赤塚五丁目735番1で、地目は畑、面積は2.74平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、5月7日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を5月9日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ね位置は、番号1の案内図で矢印が指しているところ、赤塚植物園の西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	対象は赤枠のあたりで、現況は、公衆用道路となっております。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	こちらは区道ですか。
書 記	おっしゃるとおり、区道となっております。

委 員 書 記	地目変更登記ということですが、この部分は今後どのようなようになっていくのでしょうか。 この区道に関する部分につきましては、所管する部署にも確認をしたところ、過去に所有者から区道として使用させていただいている経緯があり、その当時から区道として使用していますが、地目は畑のままになってしまっている状況です。そこで、東京法務局から板橋区農業委員会あてにこの照会が届きまして、今後は地目を現況に合わせて変更していくことになろうかと思えます。
委 員 書 記	この部分は無償ですか。 無償で使用させていただいていると伺っております。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項(3) 東京都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは書記からご説明させていただきます。
書 記	7 ページ、資料4をご覧ください。令和6年5月16日付で区より東京都市計画生産緑地地区の変更について、照会がありました。この照会については、板橋区の都市計画変更手続きにおいて、生産緑地法施行規則第1条の「市町村が生産緑地地区に関する都市計画の案を変更しようとする場合には、市町村長は生産緑地法上の農地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聞くことができる」とされており、それに則った照会文書となります。8 ページをご覧ください。今回は、削除予定箇所が1箇所、追加予定箇所が1箇所の計2箇所となっており、9 ページが新旧対照表及び変更概要です。続いて、10 ページをご覧ください。今回変更となる生産緑地地区の一覧が記載されております。番号87の生産緑地につきましては、令和5年11月の定例総会にて生産緑地買受者の紹介として報告しました案件であり、30年経過し、特定生産緑地への移行はせず削除となりました。参考に、昨年10月の農地利用状況調査時の写真及び2月の定例総会における農地転用の報告時にお示ししました写真については画面をご覧ください。続きまして、番号16の生産緑地につきましては、令和6年4月の定例総会にて生産緑地の追加指定としてご協議いただきました案件であり、表の一番下、地番が赤塚七丁目1082番のところが今回追加になりましたので、生産

	緑地１６番につきましては、一部追加という形になります。参考に、前回４月の定例総会時にお示ししました写真については画面をご覧ください。また、１１ページが全体図、１２ページが、今回削除となる図面、１３ページが、今回追加となる図面になっております。問題がないようでしたら、１４ページのとおり、板橋区長宛てに原案で支障ない旨を回答させていただきたいと思います。 また、この場で、前回４月の生産緑地地区の追加指定に関する案件の際に、委員よりご質問いただきました内容につきましても、ご報告させていただきます。生産緑地内に設置しました農業用施設の部分に係る固定資産税などの都税についての取り扱いですが、東京都農業会議や東京都主税局に確認をしましたところ、一般的には、生産緑地内に設置された施設等の土地に係る固定資産税については、生産緑地地区内の宅地としての評価方法が適用されるものとなっているようです。ただし、駐車場については、建物ではないので、おそらく生産緑地地区内の雑種地の扱いになるかと思いますが、かなり曖昧な部分もあり、最終的には、都税であるため、東京都が現地を確認した際の判断になるかと思います。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（１）茶摘み体験学習事業の実施結果について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは１５ページ、資料５をご覧ください。 令和６年５月２日、心配されました雨もあがり、お茶摘み体験学習を実施いたしました。実施場所は徳丸八丁目６番、田上さん所有の茶畑で、紅梅小、徳丸小、北野小、赤塚小、志村第五小学校、合計５１７名の児童が元気にお茶摘みを行いました。今回、広聴広報課からマスコミ各社へ、事前に情報提供をしたところ、読売新聞、東京新聞、テレビ東京の取材を受けまして、５月３日（金）の読売新聞と東京新聞には写真付きで記事を掲載していただきましたほか、５月２日の夕方、テレビ東京で「板橋区の小学生が茶摘み体験」ということで映像でも紹介していただいております。なお、摘んだお茶の葉でございますが、５月２日当日のうちに所沢の製茶園で製茶を依頼しまして、今月下旬に学校を通じてご参加いただいた児童へお配りし、地産地消や食育に関する教育活動にご利用いただく予定でございます。ご説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員	現在、小学校毎に時間帯をずらして、会場に来てもらっていると思います。これについて、コロナ禍では、密を避けるという観点からこのような方法に変更しましたが、今年度からコロナの状況も変わっており、そのような縛りもなかったと思います。今年度、時間帯をずらして行った結果、各小学校はどのくらいの時間を持てたのか、事業自体が半日なので、各小学校で40分から50分くらいだと思いますが、初めてお茶摘みをする児童ばかりですので、もう少し余裕を持った方が良く思うのですが、その辺はどうでしょうか。
農政担当係長	おっしゃるとおりで、小学校毎に時間帯とエリアを分けて実施しております。もしかしたら、体験する時間が少し短かったかもしれませんが、多少時間が重なっても、児童が現場で体験できる時間を増やせば良いかなと思います。ただし、摘んだ茶葉は籠に入れておくとすぐに発酵していってしまうので、摘んだ後は、できる限り早めに製茶工場へ持っていく必要があります。そのため、事業自体は午前中に終わるように調整したいと考えております。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他(2) さつきフェスティバルの実施結果について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちら、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは16ページ、資料6をご覧ください。 令和6年度さつきフェスティバルは、5月12日(日)から17日(金)まで、区役所本庁舎において実施いたしました。主催、板橋区、東京あおば農業協同組合、協力、城北皐月会、後援、練馬区で実施しております。実施内容は、さつきの展示を12日から16日まで、さつきの苗木の販売を13日から4日間、区内産農産物の販売を14日と15日の2日間、17日には、区役所1階のイベントスクエアにおいて園芸教室、初夏の植物寄せ植え教室を実施いたしました。また、さつきの展示会に合わせて審査会も開催いたしまして、37点のご出品の中から、23点の入賞作品を決定しております。 今回のさつきフェスティバルでも農業委員の皆様には大変ご協力をいただいております、山口会長には、14日と15日のマルシェに、染宮委員には15日のマルシェに出荷と販売のご協力をいただきまして、宮本委員には14日マルシェの販売のお手伝いをいただきました。また、17日の園芸教室には松澤委員に講師を担っていただきまして、

会 長	初夏の植物寄せ植え教室を行うことができました。ご協力いただきました委員の皆様、ありがとうございました。また、マスコミ報道関係ですが、こちらも５月１４日の東京新聞に写真付きでさつきフェスティバルの記事を掲載していただきました。 それから、区役所本庁舎で実施しております区内産農産物の直売会「板橋ふれあいマルシェ」でございますが、毎回大盛況でございますので、来月６月と７月にも開催予定がございますので、ご紹介させていただきますが、６月２５日（火）は本庁舎１階正面玄関で、７月１７日（水）と１８日（木）の２日間は本庁舎１階階段横で開催する予定です。いずれも午前１１時３０分から販売予定でございますので、出荷・販売のご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。 何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、本日の議事は以上となります。 これをもちまして第１１回定例総会を閉会いたします。 （終了時間 午後２時３８分） 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・ 運営委員会 ６月２０日（木）午後２時００分 ・ 定例総会 ６月２６日（水）午後２時００分
------------	--